

プラント工事一般仕様書

令和8年4月

北九州市技術監理局技術管理課

第1章 総則	1
第1節 共通事項	1
第1条 適用	1
第2条 用語の定義	1
第3条 設計図書の照査等	3
第4条 工程表	3
第5条 施工計画書	3
第6条 品質及び出来形	3
第7条 工事カルテの作成及び登録	4
第8条 監督員	4
第9条 工事用地等の使用	4
第10条 削除	4
第11条 工事の下請負	4
第12条 施工体制台帳	5
第13条 受注者相互の協力	5
第14条 調査・試験に対する協力	5
第15条 工事の一時中止	6
第16条 設計図書の変更等	6
第17条 工期変更	6
第18条 支給材料及び貸与品	6
第19条 工事現場発生品	7
第20条 工事材料の品質	7
第21条 監督員による検査(確認を含む)及び立会い等	7
第22条 工事完成検査	8
第23条 出来形検査又は一部完成検査	9
第24条 削除	9
第25条 中間技術検査	9
第26条 部分使用	9
第27条 施工管理	9
第28条 履行報告	10
第29条 使用人等の管理	10
第30条 工事中の安全確保	10
第31条 爆発及び火災の防止	13
第32条 後片付け	14
第33条 事故発生報告書	14
第34条 環境対策	14
第35条 文化財の保護	15
第36条 交通安全管理	15
第37条 諸法令の遵守	15
第38条 官公庁への手続き等	17
第39条 施工時期及び施工時間の変更	18
第40条 提出書類	18
第41条 不可抗力による損害	18

第 42 条	特許権等	19
第 43 条	保険の付保、事故の補償及び掲示	19
第 44 条	標示板	20
第 45 条	工事用電力及び用水	20
第 46 条	工事対象物の保管責任	20
第 47 条	快適トイレの設置	20
第 48 条	事前準備期間を設定する工事	21

第1章 総則

第1節 共通事項

第1条 適用

1. プラント工事一般仕様書(以下「一般仕様書」という。)は、プラント工事(以下「工事」という。)の施工に必要な事項を定めたもので、北九州市工事請負契約約款(頭書を含み以下「契約約款」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、一般仕様書の適用に当たっては、「北九州市工事執行規則(以下「工事執行規則」という。)」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。
3. 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約約款及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
4. 特記仕様書、図面、又は一般仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面にかかれた数字等が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

第2条 用語の定義

1. 「契約図書」とは、契約約款及び設計図書をいう。
2. 「設計図書」とは図面(現場説明用設計書を含む。)、仕様書(特記仕様書、一般仕様書)、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
3. 「監督員」とは、「工事執行規則」に基づき、工事現場の状況に精通し、設計図書に基づいて工事が確実に施工されるよう監督し、受注者に対する指示、承諾、協議、通知、提出、提示、立会い、確認、報告を行う者をいう。
4. 「仕様書」とは、各工事に共通する「一般仕様書」と各工事ごとに規定される「特記仕様書」を総称していう。
5. 「特記仕様書」とは「一般仕様書」の選択事項を各工事ごとに指定する他、「一般仕様書」が規定しない特殊工法や材料等を定める図書をいう。
6. 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は、追加された設計図をいう。
7. 「現場説明書」とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
8. 「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
9. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
10. 「承諾」とは、契約図書で明示した事項で、書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、発注者もしくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
11. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

12. 「提出」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係る書面またはその他の資料を説明し、差出すことをいう。
13. 「提示」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係る書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
14. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
15. 「通知」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
16. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は、捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子媒体等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差換えるものとする。
17. 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
18. 「立会い」とは、契約図書に示された事項について、監督員が臨場し、内容を確かめることをいう。
19. 「段階確認」とは、北九州市請負工事監督要領(以下「監督要領」という)に定めた施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
20. 「工事検査」とは、検査員が契約約款第32条、第38条、第39条に基づいて給付の完了の確認をすることをいう。
21. 「検査員」とは、工事執行規則第14条の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
22. 削除
23. 「同等以上の品質」とは、品質について、仕様書で指定する品質、又は仕様書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、若しくは監督員の承諾した品質をいう。なお試験機関の品質確認のために必要となる費用は受注者の負担とする。
24. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
25. 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
26. 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は現場調査、測量を開始することをいう。)の初日をいう。
27. 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
28. 「本体工事」とは、設計図書にしたがって、工事目的物を施工するための工事をいう。
29. 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
30. 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。

31. 「JIS規格」とは、日本工業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系(SI)移行(以下「新JIS」という。)に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読替えて使用出来るものとする。
32. 「SI」とは、国際単位系をいう。
33. 「言語」とは契約図書に用いられる言葉であり、提出書類及び完成図書は日本語とする。

第3条 設計図書の照査等

1. 受注者は、監督員が必要と認めた場合、図面の原図を借用することができる。ただし、設計図書に記載された基準類等で市販されているものについては受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの費用で契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合図、施工図等を含むものとする。
また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これにしたがわねばならない。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

第4条 工程表

1. 受注者は、契約約款第3条にしたがって工程表を作成し監督員に提出しなければならない。なお、監督員が指示した場合は、細部の実施工程表を提出しなければならない。

第5条 施工計画書

1. 受注者は、着工に先立ち、現地の状況、関連工事等について綿密な調査を行い現地の状況を十分に把握のうえ施工計画書を作成し監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工程管理、仮設計画、施工管理、品質管理、安全管理等を具体的に定めた施工計画書を作成し監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、工事が別契約工事と関連のある場合は、監督員の指示を受けて調整しなければならない。
4. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について変更計画書を監督員に提出しなければならない。

第6条 品質及び出来形

1. 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備、保管し監督員から請求のあった場合は、遅滞なく提出するとともに検査時に

提出しなければならない。

第7条 工事カルテの作成及び登録

1. 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報が記載された「登録のための確認のお願い」により、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は、適宜登録機関に登録申請しなければならない。
2. (財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第8条 監督員

1. 当該工事における監督員の権限等は、契約約款第9条による。
2. 監督員がその権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等で監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、その指示等にしがうものとし、後日書面により監督員と受注者の両方で指示内容等を確認するものとする。

第9条 工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合の管理等は、契約約款第16条による。
2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地については、受注者の責任で準備し、確保するものとする。
3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、工事の完成前において、発注者が工事用地等の返還を要求したときは返還しなければならない。
5. 受注者は、原則として提供を受けた用地を工事仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

第10条 削除

第11条 工事の下請負

1. 受注者は、工事の一部を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2)下請負者が北九州市の工事指名競争参加有資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。下請負者が、当該下請負工事の施工能力を有すること。
- (3) 受注者は、軽微な工事を除く工事請負代金額200万円超(消費税額込み)の工事については、別に定める「工事外注計画書(当初・変更)」を作成し、発注者に提出しなければならない。

第12条 施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。
2. 第1項の受注者は、国土交通省令の定めにしたがって、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所及び、公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
また、受注者は、施工体系図を監督員に提出しなければならない。
3. 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員に提出しなければならない。
4. 第1項の受注者は、原則として監理技術者、監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。)、主任技術者(下請負者を含む)及び受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させるものとする。

第13条 受注者相互の協力

受注者は、契約約款第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互の協力をしなければならない。

第14条 調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。
2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。又、工期末経過後においても同様とする。
 - (1)調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をする事。
 - (2)調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力すること。
 - (3)正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うこと。

(4)対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めること。

3. 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期末経過後においても同様とする。

4. 受注者は、当該工事が発注者の実施する据付歩掛実態調査(モニタリング含む)の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。

第15条 工事の一時中止

1. 発注者は、契約約款第20条の規定に基づき、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は、一部の施工について一時中止を命ずることができるものとする。

3. 第2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、工事現場を適切に保全しなければならない。

第16条 設計図書の変更等

設計図書の変更は、契約約款第19条による。

第17条 工期変更

1. 工期変更は、契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条、第23条、第24条及び第43条第2項の規定による。

第18条 支給材料及び貸与品

1. 受注者は、発注者等から支給材料及び貸与品の提供を受けた場合は、契約約款第15条8項の規定に基づいて、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け常に、その残高を明らかにしておかなければならない。

3. 受注者は、工事完成時(完成前にあっても工事工程上支給品の精算が行えるものについては、その時点)には、支給品精算書を監督員に提出しなければならない。

4. 受注者は、契約約款第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を使用予定日の14日前までに監督員に提出しなければならない。

5. 契約約款第15条第1項に規定する「引渡場所」については、設計図書又は監督員の指示によるものとする。引渡場所からの積込み、荷降ろしを含む運搬に係る費用と責任は受注者の負担とする。

6. 受注者は、契約約款第15条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返

還」については、監督員の指示にしたがうものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。また、返却に要する費用は受注者の負担とする。

第19条 工事現場発生品

1. 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引渡さなければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は最終処分が終了した旨が記載された廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確認するとともに、監督員に提示しなければならない。また、受注者は、最終処分が終了した旨が記載された廃棄物管理票の送付を受けないときは、速やかに状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければならない。
3. 発生品のうち、特記仕様書により再生資源の利用を図ると指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出しなければならない。
4. 引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)その他関係法令にしたがい、適切に処理し、監督員に報告しなければならない。
5. 受注者は、工事における建設物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等に当たっては「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守して、建設廃棄物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

第20条 工事材料の品質

1. 契約約款第13条1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものをいう。
2. 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備、保管し、監督員から請求のあった場合は、遅滞なく提出するとともに検査時に提出しなければならない。
また、設計図書において事前に監督員の検査(確認を含む。)を受けるものと指示された材料の使用に当たっては、その外観及び品質証明等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、検査(確認を含む。)を受けなければならない。

第21条 監督員による検査(確認を含む)及び立会い等

1. 受注者は設計図書にしたがって、工事の施工について監督員の立会いを求める場合は、あらかじめその内容、日時等について監督員と協議しなければならない。
2. 監督員は、工事が契約図書どおり行なわれているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立入り、立会いし、又は資料の提出を請求できるものとし、受

注者はこれに協力しなければならない。

3. 監督員による検査(確認を含む)及び立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用は、受注者の負担とする。
なお、監督員が製作工場において立会い及び監督員による検査(確認を含む)を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を無償で提供するとともに、光熱費を負担しなければならない。
4. 監督員による検査(確認を含む)及び立会いの時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、このかぎりではない。
5. 受注者は、契約約款第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会いを受け、材料検査(確認を含む)に合格した場合にあっても、契約約款第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。
6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 受注者は、「監督要領」の定めた施工段階において、段階確認を受けなければならない。
 - (2) 受注者は、事前に段階確認に係る報告(工種、予定時期、確認する事項等)を行わなければならない。
 - (3) 受注者は、監督員に、完成時不可視になる工事の部分の調査ができるよう十分な機会提供をするものとする。
7. 監督員は設計図書に定められた一工程の施工確認において臨場を机上とする事ができる。この場合において、受注者の費用負担で、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを提出しなければならない。

第22条 工事完成検査

1. 受注者は、契約約款第32条の規定に基づき、完成届を監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、完成届を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1)設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2)契約約款第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した指示事項が完了していること。
 - (3)設計図書により義務付けられた工事記録写真、工事施工チェックシート、検査試験成績書、施工図及び施工管理記録等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (4)契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 監督員は、工事検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。
4. 検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1)工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2)工事管理状況について、書類、記録及び写真などを参考にして検査を行う。

5. 検査員は、手直しの必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて手直しの指示を行うことができるものとする。
6. 受注者は、当該工事検査に当たっては、第21条第3項の規定を準用する。
7. 受注者は、あらかじめ社内検査を行い、監督員に状況を報告する。

第23条 出来形検査又は一部完成検査

1. 受注者は、契約約款第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合又は、契約約款第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査又は指定部分に係る検査を受けなければならない。
2. 受注者は、契約約款第38条に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に監督員の指示により工事出来高計算書及び内訳書を作成し、監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、検査員の指示による手直しについては、前条の第5項の規定にしたがうものとする。
4. 受注者は、当該工事検査に当たっては、第21条第3項の規定を準用する。
5. 受注者は、あらかじめ社内検査を行い、監督員に状況を報告するものとする。

第24条 削除

第25条 中間技術検査

1. 中間技術検査は、完成検査を補完するために工事の実施状況及び完成時点で不可視・手直しの困難となる部分等の確認検査を行い、品質の確保・向上及び工事の良好な完成を図ることを目的とする。
対象工事は進捗が概ね20%から80%までの範囲内で、一部完成検査、出来形検査等の時期を考慮し、施工の各段階における重要な変化点または受注者からの要求に基づき行うことを原則とし、工事監督課と検査課が協議のうえ決定するものとする。
2. 受注者は当該中間技術検査に当たって第21条第3項の規定を準用する。

第26条 部分使用

1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
2. 受注者は、発注者が契約約款第34条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査(確認を含む。)又は中間技術検査を受けるものとする。

第27条 施工管理

1. 受注者は、施工計画書の示される作業手順にしたがって施工し、施工管理を行わなければならない。
2. 受注者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任において、施工管理体制を確保しなければならない。
3. 受注者は、自らの責任と費用において施工管理を行い、その記録及び関係書類を遅滞なく作成、保管し、監督員等の請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

第28条 履行報告

受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、履行状況を作成し、監督員に提出するものとする。

第29条 使用人等の管理

1. 受注者は、使用人等(下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものを含む。以下「使用人等」という。)の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受注者は、「使用人等」に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

第30条 工事中の安全確保

1. 受注者は、「土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達 平成21年3月31日)及び「建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日)」を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。

墜落防止の措置

枠組足場を使用する場合は「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省)」により設置を行うこと。

(土木工事安全施工技術指針、第2章安全措置一般から抜粋)

足場通路等からの墜落防止措置

- (1)高さが2m以上の箇所作業を行う場合は、足場を組み立てる等の方法により安全な作業床を設け、手摺には必要に応じて中さん、幅木を取り付けること。
- (2)作業床、囲い等の設置が著しく困難なとき、又は作業の必要上から臨時に囲い等を取りはずすときは、防護網を張り、作業員に安全帯を使用させる等の措置を講じること。
- (3)足場及び鉄骨の組立、解体時には、安全帯が容易に使用出来るよう親綱等の設備を設けること。
- (4)足場等の作業床は、常に点検し保守管理に努めること。

この際に、工事の進捗、現場条件等により変化していく工事現場においては、日々、該当する場所、作業の種類等に応じて適切な方法を取り、安全確保を図ること。

(5) 通路の主要な箇所には、安全通路であることを示す表示をすること。

(6) 坑内あるいは夜間作業を行う場合には、通路に正常の通行を妨げない範囲内で必要な採光又は照明設備を設けること。

(7) 通路面は、つまずき、滑り、踏み抜き等の危険のない状態に保持すること。

作業床端、開口部からの墜落防止措置

(1) 作業床の端、開口部等には、必要な強度の囲い、手すり、覆い等を設置すること。

(2) 囲い等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、安全確保のため防護網を張り、安全帯を使用させる等の措置を講じること。

(3) 床上の開口部の覆い上には、原則として材料等を置かないこととし、その旨を表示すること。

(4) 棚、覆い等をやむを得ず取りはずして作業をする場合には、当該場所への関係作業員以外の立入を禁止する標識を設置し、監視員を配置すること。また、取りはずした囲い等は、作業終了後直ちに復旧すること。

掘削作業における墜落防止措置

(1) 墜落のおそれのある人力のり面整形作業等では、親綱を設置し、安全帯を使用させること。その際、親綱の上方のり面との接触による土砂等の崩壊等が生じないように配慮すること。

(2) 斜面を昇降する必要がある場合には、安全な昇降設備を設けること。施工上当該措置が講じ難いときは親綱を設置し安全帯を使用させること。この場合、親綱の固定部は、ゆるみ等が生じないように十分安全性について確認すること。

(3) のり肩を通路とする際には、転落防止柵等を設けること。

(4) 土留・支保工内の掘削には、適宜通路を設けることとし、切梁、腹起し等の土留・支保工部材上の通行を禁止すること。

作業員に対する措置

(1) 新規に入場した作業員に対しては、当該現場の墜落危険箇所及び墜落のおそれのある作業について、事前に安全教育を実施すること。

(2) 墜落防護工の無断取りはずしの禁止について教育し、監督指導すること。

(3) 安全帯等保護具の保管管理について指導すること。

(4) 高所作業に従事する作業員については、年齢、体力等に配慮し、特に健康状態を確認して配置すること。

(5) 高所の作業においては未熟練者、高齢者の配置は避けること。

2. 受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。
4. 工事に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、受注者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。
ただし、受注者は、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
5. 受注者は工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
6. 受注者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
7. 受注者は、稼動中の施設内工事である場合は、安全確保・事故防止対策を講じるとともに、以下のことを実施しなければならない。
 - (1)酸欠等の恐れのある既設人孔、その他の地下構造物に出入する場合、有毒ガス、酸素欠乏空気等の有無を事前に調査し、退避計画の作成を行うこと。
 - (2)焼却炉、炭化炉、または薬品やガス使用施設等に隣接する場合、当該施設を事前に調査し、運転中の事故に備えた退避計画の作成を行うこと。
8. 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。
9. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全の確保に努めなければならない。
10. 受注者は、受注者の負担と責任において現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化(イメージアップ)に努めるものとする。
11. 工事車両及び建設機械のアイドリングストップに努めること。
12. 受注者は、本工事の施工に際して、現場状況に即した安全・訓練等を実施しなければならない。
 - (1)工事着手後、原則としてひと月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から選択し定期的に作業員全員参加による安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - ア 安全活動のビデオ等、視覚教材による安全教育
 - イ 本工事内容の周知徹底
 - ウ 土木工事安全施工技術指針の周知徹底
 - エ 本工事現場で予想される災害対策訓練
 - オ 本工事現場で予想される事故対策
 - カ その他、安全・訓練等として必要な事項
 - (2) 受注者は、施工計画書の中に工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を記述するか、あるいは別途作成し監督員に提出しなければならない。
 - (3) 受注者は、安全に関する研修・訓練等の実施状況をビデオ等又は報告書に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出

しなければならない。

13. 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係機関及び関係者と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
14. 受注者は、工事現場が隣接又は同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
15. 監督員が、労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれにしたがうものとする。
16. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
17. 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。浸水等の水害被害が予想される工事現場では、急激な増水・気象変化に対し迅速に対応できる事故防止対策・退避計画を作成すること。
18. 災害発生時もしくは、災害発生の恐れがある場合において、受注者は第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。
19. 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等の存在が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。
20. 受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占有者等の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
21. 受注者は、地下埋設物物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。
22. 受注者は、災害の発生が予想される場合に関し、以下のことを実施しなければならない。
 - (1)浸水等の発生が予想される工事現場では、梅雨、台風等の時期以前に災害発生等緊急時に必要な措置に対する準備を行い、監督員にその内容を提出すること。
 - (2)気象情報として各種注意報が発令された場合、巡視等により災害を未然に防ぐための点検を実施すること。
 - (3)浸水等の発生が予想される工事現場では、気象情報として各種警報が発令された場合、災害発生の有無を速やかに監督員に報告すること。
 - (4)工事箇所と同一の県内において震度4以上の地震が発生した場合、災害発生の有無を監督員に報告すること。

第31条 爆発及び火災の防止

1. 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には、関係法令を遵

守るとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

2. 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督員に使用計画書を提出しなければならない。
3. 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼してはならない。ただし、軽微なものを焼却する場合は、関係官公署と打合せを行い、監督員の承諾を得て処理するものとする。
4. 受注者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
5. 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

第32条 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、その責任と費用負担において、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。

また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示にしたがって存置し、検査終了後撤去するものとする。

なお、このための費用は受注者の負担とする。

第33条 事故発生報告書

1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員等に通報するとともに、別に定める事故(災害)報告書を速やかに監督員に提出しなければならない。

第34条 環境対策

1. 受注者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設省経機発第58号、昭和62年3月30日改正)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれにしたがわなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、第38条第5項及び第7項の規定にしたがい対応しなければならない。
3. 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提出しなければならない。

第35条 文化財の保護

1. 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときには直ちに工事を中止し、監督員に報告し、その指示にしたがわなければならない。
2. 受注者が、工事の施工に当り、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

第36条 交通安全管理

1. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときには、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。
なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約約款第29条によって措置するものとする。
2. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通整理員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
3. 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めにしたがい、工事用道路の新設、改良、維持管理及び補修を行うものとする。
4. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該工事の新設、改良、維持、管理、補修及び使用方法等の計画書を監督員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所定の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を自らの費用負担で行わなければならない。
5. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
6. 受注者は、設計図書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めにしたがうとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
7. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。
受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
8. 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとし、それにしたがって運用されるものとする。

第37条 諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法

令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりであり、最新法令によるものとする。

- (1)会計法
- (2)建設業法
- (3)下請代金支払遅延等防止法
- (4)労働基準法
- (5)労働安全衛生法
- (6)作業環境測定法
- (7)じん肺法
- (8)雇用保険法
- (9)労働者災害補償保険法
- (10)健康保険法
- (11)中小企業退職金共済法
- (12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律
- (13)出入国管理及び難民認定法
- (14)道路法
- (15)道路交通法
- (16)道路運送法
- (17)道路運送車両法
- (18)砂防法
- (19)地すべり等防止法
- (20)河川法
- (21)海岸法
- (22)港湾法
- (23)港則法
- (24)漁港漁場整備法
- (25)下水道法
- (26)航空法
- (27)公有水面埋立法
- (28)軌道法
- (29)森林法
- (30)環境基本法
- (31)火薬類取締法
- (32)大気汚染防止法
- (33)ダイオキシン類対策特別措置法
- (34)悪臭防止法
- (35)騒音規制法
- (36)水質汚濁防止法
- (37)湖沼水質保全特別措置法

- (38)振動規制法
- (39)廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (40)資源の有効な利用の促進に関する法律
- (41)文化財保護法
- (42)砂利採取法
- (43)電気事業法
- (44)消防法
- (45)測量法
- (46)建築基準法
- (47)都市公園法
- (48)計量法
- (49)製造物責任法
- (50)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- (51)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (52)エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- (53)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (54)著作権法
- (55)公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (56)行政機関の保有する個人情報保護に関する法律
- (57)水道法
- (58)電気工事士法
- (59)有線電気通信法
- (60)電気通信事業法

2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないように努めなければならない。
3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに書面にて監督員に報告し、確認を求めなければならない。

第38条 官公庁への手続き等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、工事施工に当り受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、受注者の責任と費用負担において、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は監督員の指示を受けなければならない。
3. 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。

4. 受注者は、工事の施工に当り、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
5. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
6. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、受注者の行うべきものにつき自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告のうえ、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
7. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれにしたがうものとする。

第39条 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、設計図書に施工時期が定められている場合で、その時期を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に施工内容を付した書面を監督員に提出しなければならない。

第40条 提出書類

1. 受注者は、提出書類を特記仕様書の提出図書一覧に基づいて作成し、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。
2. 契約約款第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求書に係る書類及び現場説明の際指定した書類をいう。

第41条 不可抗力による損害

1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該工事が契約約款第30条に規定の適用を受けると思われる場合には、遅滞なく損害発生通知書により監督員に報告するものとする。
2. 契約約款第30条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1)降雨に起因する場合
次のいずれかに該当する場合とする。
 - ア 24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上
 - イ 1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm以上
 - ウ 連続雨量(任意の72時間における雨量をいう。)が150mm以上
 - (2)強風に起因する場合
最大風速(10分間の平均風速で最大のもの)が15m/秒以上あった場合
 - (3)地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合
地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し、相

当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

(4)河川沿いの施設にあつては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

3. 契約約款第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、第29条及び契約約款第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるものとされるものをいう。

第42条 特許権等

1. 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
2. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

第43条 保険の付保、事故の補償及び掲示

1. 保険加入の義務及び法定外の労災保険の付保
 - (1)受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の使用実態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
 - (2)受注者は、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約(以下、「法定外の労災保険」という。)を前号に定める規定に加えて、付さなければならない。
 - (3)受注者は、工事の施工にあたり、建設業法施行規則の改正に伴い制定された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(改訂版)」(令和2年10月1日施行)を遵守し、全ての下請負人(二次下請負人等を含む)に対し、社会保険の加入状況の把握、周知啓発及び加入指導を行うこと。また、受注者は、前号の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
3. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後1ヶ月以内及び工事完成時に、発注者に提出しなければならない。
4. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主現場」標識の掲示をしなければならない。
5. 受注者は、労災保険に係る項目を常時工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

第44条 標示板

受注者は、原則として工事現場の一般通行人に見やすい場所に、工事名、工期、事業主体者名、発注者名(電話)、工事受注者名、同現場責任者名(電話)を記載した工事標示板を設置しなければならない。

第45条 工事に用いる電力及び用水

工事及び検査に必要な電力、用水及びこれに要する仮設材料は、原則受注者の負担とし、手続き等は受注者の責任で処理すること。

第46条 工事対象物の保管責任

受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。

なお、工事中に発生した撤去機器等、再利用するための機材等についても、随時引渡し確認が完了するまで同様とする。

第47条 快適トイレの設置

1. 内容

受注者は、快適トイレの設置を協議により行う場合は、施工現場付近に以下の①～⑪の仕様を全て満たすトイレを設置することとする。⑫～⑭については、満たしていればより快適に使用できる項目であり、実施は任意とする。

設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定すること。

【快適トイレに求める機能】(必ず実施)

- ① 洋式(洋風)便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付きを含む)
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重 5kg 以上)

【付属品として備えるもの】(必ず実施)

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入り口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】(より快適となるもので実施は任意)

- ⑫ 便房内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)
- ⑬ 擬音装置(機能を含む)
- ⑭ 着替え台

- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場(トイレトーパー予備置き場等)

2. 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの設置の協議が整った場合は、上記「1内容」を満たすことを示す書類を添付し、監督員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、上限 57,000 円／基・月を設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。また、運搬・設置・撤去等は共通仮設費(率分)に含むものとする。

第48条 事前準備期間を設定する工事

1. 事前準備期間対象工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、従来の工事期間に加え、事前準備期間を設定した工事である。
2. 事前準備期間は、特記仕様書に明記された期間とする。
3. 事前準備期間中は、監理(主任)技術者を配置しないことができる。
4. 事前準備期間中は、現場作業等(資材の現場搬入、仮設物の設置、現場調査、工場製作など)を除き、事前の調整(技能労働者及び交通誘導警備員等、資機材等の手配など)を行うことができる。
5. 受注者は、事前準備期間中に資機材等の準備や必要人員等の手配が完了し、現場作業等に着手できる状態となった場合は、監理(主任)技術者を配置し監督員と協議のうえ、準備期間を短縮して、早期に工事に着手することができる。
6. 早期に工事着手をした場合、契約工期の変更は行わないものとする。
7. CORINS 登録における監理(主任)技術者の従事期間は、工事着手日から登録するものとする(事前準備期間は含まない)。
8. 監理(主任)技術者の選任の届出は、工事着手日までに行うものとする。
9. その他必要書類の提出期限等については、別途監督員と協議すること。